

利根町告示第54号

平成27年第3回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年11月9日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成27年11月20日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 議案第54号 工事請負契約の締結について
 - (2) 議案第55号 工事請負契約の締結について

平成27年第3回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	11. 20	金	本 会 議	開会 提出議案説明・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成27年第3回
利根町議会臨時会会議録

平成27年11月20日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教育長	杉山英彦君
総務課長	高野光司君
企画財政課長	清水一男君
税務課長	石川篤君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経済課長	大越直樹君
都市建設課長	鬼澤俊一君
会計課長	菅田哲夫君
学校教育課長	岩戸友広君
生涯学習課長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 酒井賢治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

9 番 今 井 利 和 君
10 番 若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成27年11月20日（金曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
追加日程第1 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議
日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
追加日程第1 花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議
日程第3 議案第54号
日程第4 議案第55号

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

9番 今井利和 議員

10番 若泉昌寿 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。平成27年第3回議会臨時会総括説明をいたします。

平成27年第3回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本日は工事請負契約の締結に関し、議会の議決に付すべき案件が生じたことから臨時会を招集したものでありまして、工事請負の締結2件についてご審議をお願いするものであります。

議案第54号は、工事請負契約の締結についてで、布川小学校の大規模改造（老朽）工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

議案第55号につきましても、同様に工事請負契約の締結についてで、利根中学校の大規模改造（老朽）工事の請負契約を締結したいので、議案第54号と同様に条例の規定により提案するものであります。

以上、議案の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 私は花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の動議を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） ただいま11番五十嵐辰雄議員から花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

本動議は議案に関連しない独立動議のため、決議内容について文書にて配付いたします。事務局、配付願います。

〔事務局資料配付〕

○議長（井原正光君） 11番五十嵐辰雄議員から動議により提出されました花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の決議内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

○議長（井原正光君） 追加日程第1、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、花嶋美清雄議員の退場を求めます。

〔4番花嶋美清雄君退場〕

○議長（井原正光君） 4番花嶋美清雄議員が退場いたしました。

本案について説明を求めます。

2番新井滄吉議員が退場いたしました。

〔2番新井滄吉君退場〕

○議長（井原正光君） 本案について説明を求めます。

提出者、五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 決議文でございます。

花嶋美清雄利根町議会議員の辞職勧告決議

本議会は、利根町議会議員花嶋美清雄議員に議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成27年11月20日

利根町議会

提案理由を申し上げます。

花嶋美清雄議員は、利根町農業委員会委員であるにもかかわらず、農地法は十分に熟知しておりません。利根北部地区基盤整備事業の仮換地の自作地へ無許可で足場パイプややぐらを建てたので担当課から注意指摘を受けました。農地法第5条による許可申請に対する進達意見の決定を農業委員会へ提出したが、否決された。

平成25年度及び平成26年度の過去2カ年間の農業委員会の会議の出席状況について、常任委員会は24回開催し欠席11回、定例総会は26回開催し7回欠席である。

このような状況を鑑み、平成26年度には常任委員長から注意を受けている。

農業委員会の役割は、農地の権利移動について、許可、認可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行である。農業委員は農業に関する識見を有し、農地の利用を適確に推進する役割を担っている。しこうして農業委員としての自覚、認識に欠如している。

平成27年9月28日開催の定例総会において、委員から花嶋美清雄農業委員の辞職勧告決議案が提出され、全会一致で可決された。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員の視察研修や利根町議会議員視察研修においても、予期しない別行動がたびたびあり、公金の無駄遣いをするなど、塵芥処理組合の事務局も困っている。

さらに地方新聞の報道によると、東日本大震災発生後、住宅の瓦を撤去し瓦れきを町道に不法投棄した。これが事実とすれば法律に抵触する。

以上のことにより、利根町議会議員花嶋美清雄議員はみずから速やかに議員の職を辞することを勧告する。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

8番高橋一男議員。

○8番（高橋一男君） 皆さん、こんにちは。傍聴にお越しいただきました皆さん、大変ご苦労さまです。私は賛成の立場で討論を行います。

私は花嶋美清雄議員の辞職勧告決議に賛成の立場で討論を行います。

これまで花嶋議員が問題視された事項は、議員辞職に値すると思われま。

まず一つ目として、花嶋議員は農業委員でもあり、農地法は十分に熟知していると。にもかかわらず利根北部地区基盤整備地内の自作地へ無許可で簡易やぐらを建て、担当課か

ら指摘、注意を受けている。また、土地改良区から、事業の趣旨に反していると思われるので、撤去をし農地として利用していただきたい旨、意見が出されている。しかし、撤去をしないで農地法を無視し、認識が欠如していること。

二つ目として、議会や農業委員会の総会、公務などの欠席、特に農業委員会の欠席が非常に多く、過去2年間に常任委員会開催24回中、欠席が11回、定例総会開催26回中、欠席が7回あり、各委員から問題視され、委員長から注意を受けていること。

また、9月28日の農業委員会定例総会で、花嶋美清雄委員に対する辞職勧告決議が全員賛成で可決していること、このことは利根町農業委員会では前代未聞であり、全会一致は花嶋委員に対する信頼度が結果的に失うことにもなる。このことは重く受けとめなければなりません。

3番目といたしまして、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員視察や利根町議員視察などで、たびたび予期しない別行動をとり公費を無駄にするなど、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の事務局でも困っているということです。

4点目ですが、一部の報道によりますと、東日本大震災後、住宅の屋根瓦を撤去し、廃棄となった瓦を道路に不法投棄した。この件については住民からの苦情の電話があり、現場に行ってみると、このように聞いております。このことが事実とすれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に抵触する可能性もあります。

また、花嶋美清雄議員に対し、利根町政治倫理条例審査会へ審査請求が提出され、現在、審査中であるということを知っております。

これらの事項は、利根町議会議員、利根町農業委員の地位にありながら、これまでの行動を見ても自覚や反省が見られないことから、今後は改めて花嶋議員には自覚を持って反省をし襟を正してもらうためにも、各議員の皆さんの厳正なる判断をしていただきたい。

以上のことから、私は花嶋美清雄議員に対する辞職勧告決議に賛成するものであります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 皆さんこんにちは。私は是は是、非は非として賛成討論をいたします。

利根町政治倫理条例第3条1項では、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととなっております。

花嶋議員は農業委員として農地法を遵守しなければならない人であり、農地転用の許可申請を提出し、許可を受けるべきところ、法を無視し違反転用を行った行為は、農業委員としての自覚が全くありません。その後、許可を受けたと言っても、それは通用しません。まして議会議員であり、議会全体に及ぼした影響は計り知れないものがあります。

今述べたことをもって賛成討論とします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 傍聴者の皆さん、ご苦労さまでございます。私も花嶋議員に対する辞職勧告に賛成の立場で、これから討論を述べさせていただきます。

私は花嶋議員に対する辞職勧告に対して賛成の立場で討論を行います。

花嶋議員は現在、1期目を務め、ことし4月の統一選挙では激しい選挙を戦い抜き、また多くの支持を得て当選し5年目に入っております。これまでの4年間、私は花嶋議員を側面から見てきましたが、議員として余りにも常識がありません。それとも議員という立場がまだわかっていないのか、私にはよくわかりません。これまでの過去の4年間、いろいろなことがありました。ここで私が知っていることについて述べさせていただきます。

まず、3年前、龍ヶ崎地方塵芥処理組合のほうへ利根町から白旗議員、守谷議員、今井議員、花嶋議員の4議員が選ばれて行っておりました。組合議会の中で白旗・守谷両議員は地元住民から嫌われるような発言をし、最終ごみが捨てられなくなったことがありました。これはどういうことかと言いますと、ごみ処理組合というものは迷惑施設でございますので、やはり住民の感情を、そういうことをやるとごみは持って行かれないとか、そういうことが起きるので、特に迷惑施設を抱えている地元の住民に対しては、我々議員は気を使っていかなければいけない、そういうことでございました。

そこで問題が起きて、地元の住民から、もう利根町のほうには持ってこさせないと。しかし、最終的には龍ヶ崎市、河内町、利根町の3自治体でやっているわけですが、最終灰を埋めさせない、そういう事件が起きたんです。

本来なら向こうには立派な議会がありますから、その議会の中でそれを解決する、それが普通でございますが、そこに名前を言っただけでは失礼ですが、花嶋議員、今井議員がおりました。その中で働きはしたんでしょうが解決できなくなり、我々利根町議会のほうへ持ってきました。そのときの議長は今の五十嵐副議長です。

それで、利根町議会全体で何とかしなきゃしょうがないということで、守谷議員、白旗議員、両議員を説得して、何とか議員を、議員といっても塵芥処理組合の議員を退職というか、辞職願を出してもらいましてようやく解決した、そういういきさつがありました。

本来ならば、先ほど言いましたけれども、向こうの議会の中で、こちらから行っている議員がいろいろ骨折って解決しなければいけないということですが、最終的にはできなくて、利根町議会のほうで解決したと、そういう例でございます。

ここで、利根町議会でのことを話します。

また、塵芥処理組合では年に一度視察研修を行い、議員の皆さんの知識を身につけるため各地の施設で研修を行っています。これは塵芥処理組合の視察です。2年ほど前、九州

のほうへ視察研修に皆さんと一緒に行きました。研修も無事に終わりました、そうしたら突如として帰りは自分1人で別行動で帰るという非常識な行動をとりました。これは私、今の議長、それから、五十嵐副議長、3人で直接塵芥処理組合のほうへ行きましてお話を伺ってまいりました。

組合のほうでは大変に困りました。なぜかと言いますと、視察研修は議員の一つの仕事でございます。最後まで一緒に行動をとっていただきたい。もし別行動をとって帰りに事故にでも遭ったときには、責任は組合としてとれない。そういうことでございます。

また、研修に当たりましては、向こうの塵芥処理組合のほうから公金として、要するに旅費ですか、そういうものを出しております。これは本当に公金でございます。それを無駄にする、そういうことも考えられます。ですから、先ほど高橋議員も言っておりましたが、塵芥処理組合のほうでは大変に困っていました。そういうことも、私も直接聞いております。

また、同じようなことでございますが、これは昨年、利根町の視察研修でございますが、広島のほうへ行きました。そのときに議長はちょっと都合が悪くて出席できませんでした。私、そのとき副議長でございましたので、私が責任者として行ってきました。そのときの幹事は新井議員と船川議員のお二人でございます。大変そのときはご苦労さまでございました。

この2泊3日の視察研修も無事に終わりました、大阪空港から帰る予定になっておりました。しかし時間がありましたので大阪駅に戻りまして、そこで2時間ほど自由時間をとりまして思い思いの視察をしておりました。そして時間が来ましたので、そろそろ大阪駅から空港へ行きましょうかと、そういうことで新井議員のほうに行きましたら、花嶋議員の姿が見えないんですと。花嶋議員はどうしたんだろうと私聞きました。そしたら、何か別に帰ると、そのような感じの新井議員の言葉がありました。私は何も知らないんだけど、そう言いましたら、ああそうなんですか、若泉議員に何も言っていないんですかと、そういう状況なんです。言っていないんです。それで、やはり別行動で帰ってきたと、そういうことです。

全く花嶋議員の考えは私には理解できませんが、研修は友達と行く旅行ではありませんから、利根町議会では旅費、宿泊の一部は公金を使っております。我々議員、報酬のほかに年に6万円いただいております。これは研修したり、そういうときに使うお金でございます。そのお金を利用して、こういう視察研修をしております。

ですから、研修に行ったときには、目的を持ってみんなと一緒に勉強してきて、町発展のため、少しでも役立つようにしっかりとやるのが研修だと、私は思っております。

また、その他にも花嶋議員は委員会においても欠席することが大いにあります。

例えば国保審議委員でありながら、委員会において出席しますと言っておきながら、当日欠席するということがありました。

また、県全体の委員研修があったそうでございます。そのときの人数は県のほうからの割り当てがありまして、たしかあのときは2名だったと聞いております。しかしながら、花嶋議員が、私もぜひとも研修に行きたい。そういうふうに言われましたので、県のほうに対して、何とかもう1人枠をとってもらえないか、無理にお願いして何とかもう1人ということによってくれたそうです。

ということは、花嶋議員が行かれることになったわけです。そうしたところ、これは当日ではないと思いますが、前日かその前に、私、都合悪くて行けません。せっかく県の割り当てを一つ余計に取っていただいたのに、急遽また欠席、議員の皆さん、これどう思いますか。そういう無責任なことをやっているのが花嶋議員なんですよ。

まさか県のほうに誰々議員が行かれなくなりましたからと報告できませんので、職員を同行させて人数あわせで、それで無事研修をしてきたと、そういう話でございます。こういうことも考えたら、全く花嶋議員は無責任な議員としか言いようがありません。

ことし統一選挙も終わり、花嶋議員も2期目に入り、花嶋議員は私と一緒に今度は茨城県県南水道企業団の議員として、自分の意思で選びました。企業団の大事な全員協議会が予定され、出席すると返事を出していたそうです。これは県南水道企業団の職員から、私、確かめました。私は30分ほど前に向こうへ行っていました。しかし、10分前になっても花嶋議員の姿が見えませんので、きょうは花嶋議員はどうしたんだろう、出席する予定になっておりますと。しかしながら5分前になっても来ませんので、電話とか何かあったかねと聞いたら、やはりなかったと、じゃあ私のほうからと企業団の職員が電話をかけました。そうしたら、その返事は何だと思えますか。今、東京にいますから出席できませんと、どういうことですか、これは。

企業団の議員としてみずから自分で選んで行った、一番最初の顔合わせ、顔合わせの全員協議会、そのほかにも大事なことがありました。そういうこともすっぽかすんです。それが今までの花嶋議員の行動なんです。

利根町議会には直接関係ありませんけれども、利根新報、取手市民新聞に書かれていますので、傍聴の皆さんもある程度は知っていると思いますが、先ほどこれは石井・高橋両議員からもありましたけれども、農業委員会でも問題を起こしております。過去2年間で常任委員会欠席が11回、総会が26回開催されましたが欠席が7回あったそうです。欠席したときは、全てとは言いませんが、私が調べた感じでは、利根町議会と農業委員会の総会とか常任委員会は、かち合っていないと思えますので、自分の私用で欠席したと思われるでも仕方がないのかなと、私はそう思います。

また、北部地区の基盤整備事業の区域内の農地に田んぼアート観賞用やぐらを無許可で5月に設置しました。その後、問題となり、8月に県の許可をとりましたが、本来は許可を受けるべきではなかったのかと思います。なぜなら、農業委員会の中では委員の皆さんの怒りがおさまらず、9月28日の農業委員会が開催され、花嶋議員に対し辞職勧告が提出

され、全員が賛成して可決されました。その後、花嶋議員は皆さんの前で謝るわけでもなく、反省の態度も見られなかったようでございます。

議会の中でも花嶋議員のこれまでの行動がよくないので、実は9月の定例議会で辞職勧告を提出しようと、私たちは働きかけましたが、賛成してくれる議員が少なかったので、一時取りやめることになりました。しかし、このままでは本人のためにもならないので、私、高橋議員、五十嵐議員、石井議員の4議員で、先ほども高橋議員のほうから報告がありました。政治倫理条例審査請求を提出してあります。結果は今月の末には結論が出る予定になっております。

私たちは、花嶋議員に対して辞職勧告、政治倫理審査請求を提出しておりますが、決して憎しみを持ってやっているのではございません。私たち議員は町民の方々から選ばれたわけですから、町発展のため、町民のためにしっかりと勉強し、町民に好かれるような議員でなければならないと我々は思っております。花嶋議員はまだ若いのですから、これから議員として3期、4期を長く活動できることと思っております。今回、これまでのことに対しては謝るところは心から謝り、反省するべきところは心より反省して、今後は今までのようなことはやめて、しっかりと勉強しながら活動していただきたいと思っております。

終わりに、議員の皆さん、私たち12名は、4月の選挙のとき町民から選ばれた、そして町発展のため町民の皆さんにそれぞれの公約を掲げて約束をしてきたことと思っております。現に12名の議員は町民から軽蔑されないよう、一人一人が頑張らなければならないと思っております。今回、花嶋議員に動議を私たちが出したのは、花嶋議員に対しての一つのお仕置きをと思っただきたいと思っております。議員の皆さん、そういうことでございますので、よく理解していただき、反省していただくところは反省していただき、謝るべきところは素直に謝っていただけるよう、皆さん、結論を出していただきたいと思っております。そういうことが本人のためにもなることと思っておりますので、これで討論を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、花嶋美清雄議員の議員辞職勧告決議

は原案のとおり可決されました。

ここで花嶋美清雄議員の入場を求めます。

〔4番花嶋美清雄君入場〕

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員が入場いたしました。

新井滄吉議員が入場いたしました。

〔2番新井滄吉君入場〕

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。

岩戸学校教育課長。

〔学校教育課長岩戸友広君登壇〕

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、議案第54号 工事請負契約の締結について補足してご説明申し上げます。

布川小学校大規模改造（老朽）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 27小建工第4号布川小学校大規模改造（老朽）工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 利根町大字布川4230番地 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 9,579万6,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 709万6,000円 |
| 5 | 契 約 相 手 方 | 常磐・篠崎特定建設工事共同企業体
代表構成員
龍ヶ崎市2957番地
常磐建設株式会社 代表取締役 佐藤 悟
構成員
龍ヶ崎市光順田1684番地
株式会社篠崎工務店 代表取締役社長 篠崎尚史 |

なお契約の詳細につきましては、参考資料としまして建設工事請負契約書の写し、入札書取書の写し、工事概要を記載した配置図を添付してございます。

工事の概要につきましてご説明いたします。

屋根防水改修工事としまして、陸屋根部分で面積が882平方メートル、屋根塗装改修工事としまして、勾配屋根部分で1,439平方メートル、外壁改修工事としまして5,696平方メートルの工事になります。

以上のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条

の規定により提案するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

8番高橋一男議員。

○8番（高橋一男君） 質疑を誰もやらないみたいなので、私、幾つか質問いたします。

まずは、今の説明の中で工事の内容の説明は大体わかりました。内容ではなく、これだけの大きい金額ですから、我々1日にこれだけの説明で採決と言われても、何を賛成して何を反対するのか、説明だけではちょっとわかりにくいんですね。

我々は入札の経緯を知りたいんですよ。どういう形で入札して、例えば参加資格者が何者あって、それで最終的にこの企業体が2者ですか、54号は企業体二つに絞ったのか、それとももともとこの企業体2者しかなかったのか、その辺をお伺いいたします。

それから、これ落札率が非常に高いですね。業者が少ないからそれほど競争しないのか、これは一般競争ですから、どうもこの数字を見ると、私から見ると競争したという数字ではないんです。かなり高いんですね。ちなみに、これ落札率が99%を超えているんですよ。非常に高い落札率なので、これだけ大きい事業ですから、業者の何者かに自由に競争させるといことは、結果的に利根町の予算が少なくて工事ができる結果になるわけですから、何もこんな99%以上の落札率でやらなくてもいいんじゃないかと、私はそう思うのですが、この2業者、これは特定建設工事になっていますけれども、この「特定」というのは多分この共同体のことを言うのかなと、そうでなかったら、この「特定」という意味を教えてください。

それから、この2業者、赤塚・櫻井特定建設工事共同企業体、それと常磐・篠崎特定建設工事共同企業体、これの過去のこれまでの建物に対する実績、どういう実績になっているのか、どのぐらい建物の実績があるのか、その辺を知りたいので、わかる範囲で結構ですから、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） お答えいたします。

まず参加業者の数ということでございますけれども、今回、布川小学校の大規模改造（老朽）工事につきましては、入札要件としまして代表構成員のほうで総合評定値が950点以上ということで入札要件を示しております。その中で今回、地域要件としましては利根町にこの対象業者がおりませんので、範囲を広げまして竜ヶ崎工事事務所管内の建設業法に規定する本店を有するものということで地域要件をお示ししました。その中で対象業者が、5企業体の入札参加資格がある企業体ができるということでございます。

次に、予定価格の、入札価格の執行の話ですけれども、それにつきましては前回のときにもお答えはしたんですけれども、一つの要因として予定価格を公表しております。その

点もありますし、積算の技術もいろいろソフトが出ておりまして、各業者、適正な価格を設定できるようになっておりますので、その辺のところは要因かなと考えております。

ただ実際の価格は企業努力もありますので、その辺は我々のところではちょっとわかりかねるところもあります。

それと、特定建設工事共同企業体の意味ということですが、今回、入札要件としました特定建設工事共同企業体につきましては、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、複数の建設業者、今回は2者ですけれども、技術力等を結集することによりまして、工事の安定的施工を確保する場合など、工事の規模、性格等に照らしまして共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成する共同企業体を言います。

今回、布川小の大規模（老朽）工事につきましては、規模も大きく、また、国の交付金の決定の時期によりまして、8月の末に決定したということで、工事期間が今年度中でありまして工期が限られているということもありまして、その工期内の工事の安定的かつ効果的な施工を確保する意味でも、複数2者の建設業者が技術力等を結集することができる共同企業体方式を採用して、一般競争入札を行ったものでございます。

あと実績でございますけれども、実績につきましては、今回、入札条件としまして建築一式工事の年間平均完成工事高につきましては、今回の布川小の工事の9,500万円を超える1億円以上の条件を示しておりますので、それだけの実績がある業者が入札参加できることになっております。

実績につきましては、細かく今手元に資料がありませんので、すみません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 今、実績のほう細かい持ち合わせがないということですが、これ実績が一番大事なんですよ。私の言いたいのは、これまで、前回の臨時会でもちょっとお話ししましたが、あのときはエアコン設置という工事がメインでありました。今回は小中学校の老朽工事、要するに屋根とか外壁、そういう建物に対する事業ですから、我々基本的には、この業者を見ると土建業が大半を占めているので、実際に道路掘削とか、そういう事業は本業でしょうけれども、建物に関してはどのぐらい実績があるのか、その辺をまずは私知りたいんですよ。その上で、本当に企業体2者で組んで、特定として組まなければ、これだけの金額になると当然竜ヶ崎工事事務所管内では限られてくるわけです。それでやむを得ず、やむを得ずというよりもこの金額に対して、この業者単独ではできませんから、ですから特定の企業体という形で2者でやるようにしたんだろうと、私はそう推測していますけれども、本来であればこの金額というのはもう少し範囲を広げて専門業者に、例えば前回の臨時議会でもお話ししましたが、エアコン設置にどうして土木工事の業者が受けるのか、その辺が私は疑問でならないんです。

電気は電気工事、土木は土木工事、建物は建設業と専門業者に分けてやるのが筋ではないかと思っているんですが、どうもこの落札の内容を見ると、土建業というか、全く同じ

ような業者が同じようにとっているんですよ。屋根の落下防止からエアコン、そして今回の老朽化の工事、これ全て流れが1本で来ているような気がしてならないのですが、どうしてもっときちんとした専門業者、大きな1億円以上の事業なんですから、利根町には滅多あるものではないですから、こういうのは専門的な知識、経験豊富な業者にやってもらうのが一番理想ではないかと思うのですが、その辺はできなかったのでしょうか、どうなのか教えてください。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 直近の工事の実績としては、代表の常磐建設株式会社は直近ですと龍ヶ崎市の中学校の大規模工事の改修工事を請け負っておりまして、請負金額が約4億1,800万円となっております。そのような実績があります。

先ほど言いましたように、実績としましては年間平均完成工事高が1億円以上ということで入札条件を示していますので、それ以上の実績がある方が当然入札したということになっております。

それと、今回の大規模改造工事につきましては、建築でありますので、建築工事業資格としまして建設事業の特定建設業の許可を有する業者が入札参加資格を要件としておりますので、専門業者であるということでございます。

○議長（井原正光君） ほかに質疑のある方、おられますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。

岩戸学校教育課長。

〔学校教育課長岩戸友広君登壇〕

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、議案第55号 工事請負契約の締結について補足してご説明申し上げます。

利根中学校大規模改造（老朽）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

- 1 工 事 名 27中建工第2号利根中学校大規模改造（老朽）工事
- 2 工 事 場 所 利根町大字横須賀1277番地
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 1億3,392万円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 992万円
- 5 契 約 相 手 方 大昭・増川特定建設工事共同企業体
代表構成員
龍ヶ崎市1686番地
大昭建設株式会社 代表取締役 細谷 武史
構成員
龍ヶ崎市川原代町5847番地の7
増川建設株式会社 代表取締役 増川 剛

なお契約の詳細につきましては、参考資料としまして建設工事請負契約書の写し、入札書取書の写し、工事概要を記載した配置図を添付してございます。

工事の概要についてご説明いたします。

外壁補修工事としまして、外壁塗装で2,954平方メートル、屋上防水工事としまして陸屋根部分で468平方メートル、屋根工事としましてカバー工法で1,875平方メートルの工事になります。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

8番高橋一男議員。

○8番（高橋一男君） 1点だけお伺いします。

この55号に関しましては、総額が1億3,392万円、かなり大きい事業なんですけど、これは3企業体の中で落札した業者が代表増川ですね、これは落札率が97.8%、この建物、要するに先ほど言いましたように建設の工事ですから、当然建物の事業をやるわけですが、例えば先ほどもちょっと言ったんですが、同じ業者が立て続けに、具体的に名前を出しますと増川建設が、まず一番最初に出したのが中学校の落下防止ですね、これが7,700万円の事

業を落としているんです。その後、エアコンに関しても増川建設がとっていると、さらに今回の中学校の老朽工事も増川建設を含んでいるということで、なぜ同じ業者を立て続けに入れるのか、その辺の、例えばほかに該当する業者がないのか、それとも参加希望業者がないのか、それとそのほかに何か関連事業として同じ業者が非常に効率がいいという理由なのか、その辺はよくわかりませんが、そういう連続に3本の仕事をとっていること自体が、私はなぜなのかかわからないんですが、その辺、何か理由がありました。なければ多分私の考えでは、こういう連続で同じ業者にやってもらうのは効率的でいいんだというんだったら、それはそれで結構ですけども、それ以外に何か理由があるのか、ないのか、その辺1点だけ聞かせてください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） これは一般競争入札ですので、このほかにも業者は該当するところは10者以上ありますので、その中から入札に応札しない業者もおりますし、努力して、これくらいだったら私できますよという業者が、最終的にはとったということでございます。

それで、先ほどから高橋議員おっしゃっていますけれども、今は予定価格をオープンにして、これでやりますからということで、先ほど清水企画財政課長も言ったように、今は積算のあれを各業者持っていて、ほとんど県の基準、国の基準、そういうのを基準にしてやりますので、入札価格をオープンにするとそんなに極端に開くということはまずございません。

一つ例を申しますと、布川小学校の児童クラブの入札を一般競争入札でやったんですけども、応札者なしという状況もございますし、だから企業努力で一般競争入札をして、企業努力で応札しているということでございます。

○議長（井原正光君） 補足して清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今、町長が答弁しましたように、今回は条件付きの一般競争入札という形で実施しておりますので、その入札条件が整っている業者であれば入札に参加できますので、その入札の結果がこういう結果になったということでございます。

○議長（井原正光君） そのほか質疑はありますか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第55号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして、平成27年第3回利根町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 今井利和

署名議員 若泉昌寿